

あなたの受けた施術は

ご注意
ください!

健康保険の対象ですか?

接骨院・整骨院では健康保険が使える範囲が決められているのをご存じですか。
健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があり、使えない場合は全額自己負担です。
療養費を返還いただく場合もありますので、ご注意ください。

接骨院・整骨院で健康保険が **「使える場合」** **「使えない場合」**

健康保険が
使えます



骨折、脱臼

(応急処置を除き、継続してかかる場合は
医師の診察と同意を得る必要があります)

骨折、脱臼の施術後に 運動機能の回復を目的 に行った運動

(いわゆるストレッチングは対象になりません)

外傷性が明らかな

けがによる捻挫、打撲、
挫傷(肉離れ)

健康保険は使えません!
(全額自己負担)

リラクゼーション目的
のマッサージ



日常生活の疲れや
加齢による
肩こり・膝の痛みなど



運動後の筋肉疲労



けがではない病気
(神経痛・リウマチ・椎間板ヘルニアなど)
による痛み・こり



脳疾患の後遺症や慢性病
からくる痛みやしびれ



過去の交通事故
などによる後遺症



症状の改善が見られない
長期の施術



医療機関で同じ部位の
治療を受けているとき



医師の同意のない
骨折や脱臼の施術
(応急処置を除く)



仕事中や通勤途上のけが
(労災保険が適用)



通院回数の多い方へ

ご確認ください



外傷性の負傷は徐々に治癒に向かい、
通院回数が減るのが一般的です



慢性的な疾患は
健康保険が使えません

ご注意ください

接骨院・整骨院の看板などに「各種保険取扱」と書かれていても、受けた施術の内容が健康保険の適用外であり、健康保険組合などにより「健康保険が使えない」と判断されたときは、施術全般について自費になります。

施術が長引く場合は

ご確認ください



施術の見通しについて
聞いてください

- 接骨院・整骨院で医師の同意なしでかけられるような捻挫・打撲・挫傷で3ヵ月経過しても治らない場合は、接骨院・整骨院に今後の施術計画を聞いてみてください。



施術が長期になったら
医師の受診をご検討ください

- 長期の施術であれば、外傷によるものではない別な要因、内科的な要因も考えられますので、病院等の医療機関に受診することをお勧めします。

3ヵ月以上にわたって症状の改善が見られない方へ

重症化を防ぐため、内科・整形外科など医療機関の受診をお勧めします

長期にわたって接骨院・整骨院にかかりながら症状の改善が見られないときは、他の疾患が原因となっている可能性があります。専門医の治療が必要なケースが懸念されるため、まずは医療機関を受診しましょう。

このような例もあります

腰周辺に痛みがあり、
定期的に施術を受けるも、
腰や足に痛み・しびれが始める。



後に
「椎間板ヘルニア」
と判明。



サッカーで腰を痛め、
接骨院で「捻挫」とされ
長期間施術



後に
「腰椎骨折」
が判明。



膝関節が痛かったため
定期的に施術を
受けていた。



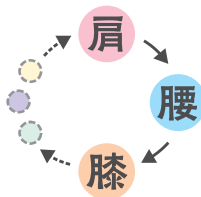
後に
「痛風」
だったことが判明。



不適切な療養費支給申請書の請求例

部位転がし

同一部位での施術が3ヵ月を超える長期請求になる場合、「施術の継続が必要な理由」を療養費の申請書に記載するルールとなっています。そのため、施術部位が変更されていないのに、3ヵ月ごとに負傷部位（肩→腰→膝→…）や負傷日等を変更・偽造して健康保険組合に請求すること。



水増し

実際に負傷した部位だけでなく、負傷していない他の部位も施術を同時に行ったことにして健康保険組合に請求すること。



そんな不適切な請求例が
多く見受けられます

健康保険組合が
健康保険の適用外と
判断した場合は、
患者負担となること
があります。



領収書と明細書を必ず受け取り、
保管をお願いします

※明細書交付機能のある施術所では、明細書は無料で発行することが義務付けられています。

